

「企業向けインターンシップ導入支援事業」への参加企業の募集について (応募要領)

神戸市の人材確保支援事業について次のとおり参加企業を募集します。

1 事業の名称

企業向けインターンシップ導入支援事業

2 事業の目的

近年、大学生の参加率が大幅に伸び、重要性が高まっているインターンシップに特化して支援し、市内企業のインターンシップの充実及び実施を促進することにより、市内企業の人材確保を支援します。

3 支援の内容

(1) 【インターンシップ初心者向けの導入研修】

インターンシップを構築するにあたっての基本的な考え方、効果的なインターンシップの進め方をご紹介します。セミナー受講後に、近年の学生の気質にあったインターンシップを各社が実施できることを目標としています。

① 開催日時・講演テーマ等 ※1回目・2回目とも同一内容の講演

	開催日時	講演テーマ（仮）	形式
1回目	2019年7月23日(火)14:00～17:00	新卒採用におけるインターンシップの状況と プログラム設計の基本的な考え方	座学
2回目	2019年8月28日(水)14:00～17:00		

② 会場：神戸国際会館（神戸市中央区御幸通 8-1-6）

③ 募集企業数：各回 20 社（各回 36 名まで）

④ 参加費：無料

(2) 【導入研修参加企業に対するインターンシップ実施支援】

導入研修へ参加した市内企業のみ応募可能です（導入研修終了後に希望する支援コースの有無を伺うアンケートを実施します）。各支援コースの定員を上回る申込みがあった場合は、ご希望の支援への参加をお受けできないことがありますので、予めご了承ください。

① 個別コンサルティング

計 4 回の訪問等を行い、インターンシップ実施までフォローします。

ア) コンサルティング内容 ※内容は変更となる場合があります。

- 第 1 回訪問：基本項目の確認(インターンシップの基本フロー、商品・サービスの確認、採用評価軸、採用対象、業務内容のヒアリング、工場見学の有無等について確認を行う。)
- 第 2 回訪問：インターンシップの目的や採用との連携(インターンシップの目的や採用との連携についての確認、インターンシッププログラムの打合せ等)
- 第 3 回訪問：最終確認と評価の確認(1・2 回目の訪問で確認した内容を基にインターンシッププログラムを作成し内容を提示。打合せを行い、内容を修正。評価項目の確認を行う。)
- 第 4 回訪問：振り返り、今後の確認(インターンシップ実施後の振り返り。今後、支援対象企業のみでどのようにインターンシップを行っていくのか確認する。)

イ) 対象企業数：導入研修に参加した市内企業のうち 2 社

ウ) 負担金：5 万円

② 合同インターンシップ

市内企業 5 社による合同インターンシップを神戸市内の会場で実施する。

ア) 開催日時：2019 年 12 月 7 日（土）13：00～17：30

【タイムテーブル(案)】※内容は変更となる場合があります。

14：00～14：15 オリエンテーション

14：15～14：55 企業紹介プレゼン

15：00～16：30 インターンシップワーク（学生が企業紹介の内容を考えるワーク）

16：30～17：00 学生によるプレゼンテーション・総括

17：00～18：00 参加企業社員と軽食を交えた座談会

イ) 会場：神戸国際会館（神戸市中央区御幸通 8-1-6）

ロ) 対象企業数：導入研修に参加した市内企業のうち 5 社

リ) 負担金：3 万円

(3) 【当事業参加企業が実施するインターンシップの学生への情報提供】

①実施内容

ア) キャリタス就活 2021 プレサービス版へのインターンシップ情報の掲載

イ) 神戸市事業運営事務局主催のインターンシップ&仕事研究イベントへの神戸市事業 PR ブースの出展

※PR ブースにて神戸市事業運営事務局の担当者が、インターンシップの情報を学生に広報します。

参加企業がブース出展するものではありません。

【大阪会場】・2019 年 11 月 9 日(土)開催（ATC ホール）

・2019 年 12 月 1 日（日）開催（梅田クリスタルホール）理系学生対象

・2020 年 1 月 11 日（土）開催（梅田クリスタルホール）理系学生対象

【神戸会場】・2019 年 12 月 8 日(日)開催（ラッセホール）

ロ) 神戸市事業運営事務局が運営する就活サイト登録学生に対するダイレクトメール(電子メール)の配信

リ) 神戸市事業オリジナルサイト「MEETS KOBE」での告知

②対象企業：導入研修に参加した市内企業のうち希望者（導入研修終了後にアンケートを実施します）

③負担金：1 万円 ※個別コンサルティングまたは合同インターンシップ支援コースにて負担金を支払う企業は無料。

4 インターンシップ初心者向けの導入研修への応募方法・結果の通知

(1) 募集企業数：各回 20 社

(2) 募集期間：2019 年 6 月 5 日(水)から 7 月 12 日(金)17 時まで

※応募者数が、募集企業の 2 倍に達した場合は、募集期間中であっても募集を締め切ります。

(3) 応募方法：次の URL にアクセスし、申込フォームに必要事項をご入力ください。

<https://idc.disc.co.jp/meetskobe/>

(4) 応募資格：応募日時時点ですべての要件を満たす必要があります。

① 法人登記簿上の本店所在地が神戸市内であること

② 市税の滞納・未申告がないこと（当選決定後、「神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書」（別紙 1）をご提出いただきます。承諾書の提出に同意できない場合は、市税に係る各種納税証明書のご提出が必要です。）

③ 2021 年 3 月卒業予定の大学院・大学新卒者を正社員として採用する計画があること

④ 次のいずれかに該当すること

- ア) インターンシップの実施経験はないが、本事業による支援を受け 2019 年度に新たに大学院生又は大学生(専門学校生、高等専門学校生、短期大学生を含んでも構いません。以下「学生等」といいます。)を対象としたインターンシップを開始すること
- イ) インターンシップの実施経験はあるが、学生等の集客が実現できない、参加満足度が低い、実施内容が自社への理解につながらない等の課題を抱えていること
- ⑤ 今後、負担金が必要な支援コースに参加する場合は、神戸市が指定する期日までに参加料を支払うこと及び申込書を提出することについて同意すること
- ⑥ 過去に厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されたことがないこと
- ⑦ 暴力団関係事業主ではないこと（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外 措置を受けていないこと）
- ⑧ 風俗営業等関係事業主ではないこと（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業主ではないこと）
- (5) 当選結果の通知：2019 年 7 月中旬頃までに、応募時にご記入いただいたメールアドレス宛に当落の結果を神戸市事業運営事務局よりメールでお知らせします。

5 参加企業の決定方法と応募資格の失効・参加の取り消しについて

(1) 参加企業の決定方法

応募者多数の場合は、次の各項目を総合的に考慮し、決定します。

①	各種の認定、表彰、登録の有無 (応募日時点)	安全衛生優良認定、ユースエール認定、くるみん認定・プラチナくるみん認定 (厚労省)
		ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定又は企業表彰 (兵庫県)
		こうべ男女いきいき事業所表彰 (神戸市)
		2016 年 9 月～2019 年 4 月までの間の K O B E 無料職業紹介所「はたらこうべ」における求人登録実績 ((公財)神戸市産業振興財団)
②	実施経験の有無、課題の重大性・深刻度等	本事業による支援の必要性の多寡

(2) 応募資格の失効、当選又は参加企業の決定の取消し

応募企業若しくは当選企業又は参加企業が次のいずれかに該当するときは、神戸市は、応募資格を失効とし、若しくは当選又は参加の決定を取り消します。

なお、失効又は決定の取消しにより、当該企業に損害が発生する場合においても、神戸市及び神戸市から本事業に係る業務を受託する者は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。また、当選企業又は参加企業が、参加費用を支払い済みの場合でも、神戸市は参加費用を返金しません。

- ① 神戸市が指定する期日までに、書面による申込書の提出がないとき
- ② 神戸市が指定する期日までに、参加費用の入金が確認できないとき
- ③ 本事業への参加応募時に神戸市に対して提出した応募内容に虚偽の記載があったことが判明したとき
- ④ 厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されたとき
- ⑤ 監督官庁から営業の取り消し、停止その他これらに類する処分を受けたとき
- ⑥ 仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは 特別清算手続開始の申立てがあったとき

- ⑦ 公租公課の滞納処分を受けたとき
- ⑧ 合併、分割又は解散するとき
- ⑨ 神戸市に対して信頼関係を破壊する行為その他の背信行為を行ったとき
- ⑩ 第三者に対して、社会通念上、不適切な行為を行ったとき
- ⑪ 自社の従業員に対する賃金の支払について、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 4 条第 1 項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき
- ⑫ 暴力団員(「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 23 年 3 月条例第 29 号)」第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)が役員として経営に関与(実質的に関与している場合も含む)している等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当するとき

6 問合せ先

株式会社ディスコ 関西支社 神戸市事業運営事務局

電話番号：06-6228-0983 メール：meets_kobe2019@disc.co.jp

※ なお、本事業に係る神戸市の担当部署は、神戸市経済観光局経済政策課(078-322-6218)です。

神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

神戸市長あて

年 月 日

1. 申請者は、以下のことを誓約します。

(1) 納期限が到来している神戸市税に滞納〔かつ未申告〕がないこと。

(2) 上記(1)が事実と相違する場合、神戸市による「企業向けインターンシップ導入支援事業」への参加資格を有すると認められず、もしくは既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

2. 上記1.(1)の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。

全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金をいう。）の納付又は納入状況、課税状況及び申告状況を、神戸市が調査し、その調査結果を「企業向けインターンシップ導入支援事業」への参加資格の審査及び確認に利用すること。

3. 上記1の誓約及び2の承諾の有効期限は令和元年8月31日とします。

申請者【法人】

(ふりがな) 法人名										
(ふりがな) 代表者 職・氏名 印	代表者印									
法人番号										
登記上の本社・本店 所在地等	〒 - 連絡先 ☎ () - 上記本社・本店での事業活動の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし									
神戸市内の事務所や 保養所等の所在地を 全てご記載ください。 (本店と同じ事務所に ついては記載不要で す)										
※事務所数が多い場合は空欄又は別紙にご記入ください。										